

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	助産施設における助産の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、助産施設における助産の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	助産施設における助産の実施に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦を入所させ、助産を受けさせる。国立病院が助産施設を兼ねていることから、市では入所措置の事務を行う。近年、出産一時金の増加等により措置実施実績は無い。 1 助産施設入所申請書の受理、審査、決定通知
③システムの名称	団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、宛名・納付システム、住民記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
助産施設入所措置対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項別表の10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 こども課 小林市細野300番地 0984-23-1278
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月26日	I－5－②	子育て支援課長 中間正路	子育て支援課長 田原秀一	事後	
平成30年1月26日	II－1	平成29年1月5日 時点	平成30年1月22日 時点	事後	
平成30年1月26日	II－2	平成29年1月5日 時点	平成30年1月22日 時点	事後	
平成30年4月6日	I－5－②	子育て支援課長 田原秀一	子育て支援課長 金丸浩二	事後	
平成30年4月6日	II－1	平成30年1月22日 時点	平成30年4月2日 時点	事後	
平成30年4月6日	II－2	平成30年1月22日 時点	平成30年4月2日 時点	事後	
令和1年6月24日	I－5－②	子育て支援課長 金丸浩二	子育て支援課長	事後	
令和1年6月24日	II－1	平成30年4月2日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II－2	平成30年4月2日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV－1～9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和5年4月1日	I－4－②	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第16の項 (情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第12 条	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第16の項 (情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第12 条	事後	
令和5年4月1日	I－5－①	健康福祉部 子育て支援課	健康福祉部 こども課	事後	
令和5年4月1日	I－5－②	健康福祉部 子育て支援課	こども課長	事後	
令和5年4月1日	I－8	886-8501 宮崎県小林市細野300番地 小林市 健康福祉部子育て支援課 0984-23-1278	886-8501 宮崎県小林市細野300番地 小林市 健康福祉部こども課 0984-23-1278	事後	
令和5年4月1日	II－1	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II－2	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」 という。)第9条第1項、別表第一9の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第9条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第9条第1項別表の10の項	事後	
令和7年2月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第16の項 (情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第12 条	【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表 20の項	事後	
令和7年2月5日	I 関連情報 9. 規則第9条第 2項の適用		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	IVリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和7年2月5日	IVリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	十分である		事後	
令和7年2月5日	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IVリスク対策 11. 最も優先度 が高いと考えられる対策		新様式への変更に伴う項目追加	事後	